

◇番号：202501

◇研究機関名	国立成育医療研究センター	◇不正の種別	目的外使用、カラ謝金、架空請求
◇不正が行われた年度	令和2～4年度	◇最終報告書提出日	令和7年8月8日
◇不正に支出された研究費の額	10,635,633円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和5年7月31日、元診療部長に対する研究費の不正使用の疑いについて、内部通報窓口へ情報提供があった。

【調査に至った経緯等】

国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究活動及び研究資金取扱規程に基づき予備調査を実施し、令和5年9月12日に本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（内部委員2名、外部委員3名（弁護士、公認会計士、医師））を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和5年9月12日～令和7年8月7日

・調査対象

調査対象者：当該診療部長1名

調査対象研究費：平成29年度から令和6年度までの当該診療部長に関わる全ての研究費

・調査方法

関係書類の収集・確認、関係者への聞き取りおよび書面調査等を実施した。

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

目的外使用、カラ謝金、架空請求

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該診療部長は、研究費の支出に関する手続きについて恣意的に執行ルールを解釈し、事務補助員等へ書類の偽装等の不適切な指示を行っていた。

・手法

当該診療部長は、研究課題の目的に反する業務に対して、役務費・会議費・謝金・物品費・旅費として研究費を支出させており、目的外使用による研究費の不正使用が認められた。また、未実施のアンケート調査や未完成の動画作成についての架空請求、実際に講演を行っていない者に対して講演の対価を支払う等のカラ謝金も認められた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
厚生労働科学研究費補助金	1,070,080 円	令和 2～4 年度	1 人
社会技術研究開発事業（JST）	490,000 円	令和 4 年度	1 人
先進的医療機器・システム等技術開発事業（AMED）	7,044,963 円	令和 4 年度	1 人
共同研究	78,590 円	令和 4 年度	1 人
運営費交付金	1,952,000 円	令和 2 年度、令和 4 年度	1 人
計	10,635,633 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正使用額として 10,635,633 円を認定した。このうち、センターの業務とは無関係な出張に対する旅費の申請や成果物を個人的に収得していたものについて、私的流用が認められた。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査委員会において、関係書類の収集・確認、関係者への聞き取りおよび書面調査等を実施した結果を総合的に判断し、不正行為（目的外使用、カラ謝金、架空請求）があったものと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

当該診療部長は研究費の執行ルールを恣意的に解釈し、事務補助員等へ書類偽装の指示を行う等、不適切な研究費執行に関する業務指示を行っていた。また、センターでは、研究費の執行手続きを担う事務部門が、汎用性の高い物品購入や一部役務等について事前確認制を導入し、執行目的を確認する等の管理を行っていたものの、管理の目が行き届かない範囲や責任の所在が明確ではない部分があった。

【再発防止策】

① 意識改革・教育研修について

研究費に関するコンプライアンス教育を強化するため、既存の倫理研修に加え、有識者によるコンプライアンス講義等を行い、倫理意識の定着を図る。また、研究費説明会では研究費執行ルールの説明の他、本事案や他機関の不正事例を紹介し、不正行為に対する注意喚起を行う。さらに、不正行為に対する責任の自覚を促すため、コンプライアンス行動規範に係る誓約書を改定し、全職員に再提出を求める。取引業者に対しては、不正防止に係る注意喚起と通報窓口の周知や誓約書の提出を求め、不正防止体制の強化を図る。

② 管理・監査体制の強化

研究管理体制の継続的改善を図るため、新設した研究適正実施調査室において、内部監査部門等と連携して研究費の執行状況をモニタリングする。不正リスクの把握には、サンプル調査等を活用する。また、病院長の管理権限の一部を各診療部の統括部長に委譲し、研究適正実施調査室と連携したモニタリング体制を構築する。さらに、通報窓口の認知度向上のため、定期的に案内メールを配信し、相談例や通報者保護等についても案内を行う。

③ 業務プロセスの見直し

一部の物品等に対する事前確認の範囲を広げ、支出の適正性の確認体制を強化する。研究課題情報や判断基準を共有し、部署間の連携を強化して適切な執行を推進する。また、年 1 回の集中心検期間を設け、研究者による備品管理状況のセルフチェックと、抜き打ちによる現物確認を実施する。また、定期的に提出が求められている研究機関の体制整備に関する項目（厚生労働省及び文部科学省による「研究機関にお

ける公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」等）については、各部署で確実に実施及び運用されているか確認のうえ報告する。

④ 利益相反マネジメント体制の強化

コンプライアンス行動規範の遵守を促す講義を全職員に向けて実施するとともに、研究者に対して定期的に利益相反の有無を確認する。また、兼業申請の手続きについての周知徹底を図るとともに、コンプライアンス推進責任者が兼業申請の手続き状況を確認し、必要に応じて利益相反マネジメント委員会への適切な手続きを研究者に指示する体制を整える。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・ 本件の公表状況（国立成育医療研究センターにおける公的研究費の不正使用について 令和7年8月29日 国立成育医療研究センターホームページに公表（氏名公表あり））